



障害のある人もない人も笑顔で暮らせるすみだへ
障害者差別解消法

平成28年度に施行された障害者差別解消法では、私たち一人ひとりが障害を理由とする差別の解消に努めることとされています。

行政機関や、会社・店舗等の民間事業者は、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否・制限すること等(不当な差別的取扱い)が禁止されています。また、障害のある方から求められた場合には、筆談や文章の読み上げ等、対応する側の負担になり過ぎない範囲での配慮(合理的配慮)が求められます。なお、障害のある方の雇用に関しても、障害者雇用促進法によって、不当な差別的取扱いが禁止されており、雇用主には合理的配慮の提供が求められます。

障害のある方に関するマークや標識を見かけた際はご配慮をお願いします。電車・バスの優先席、商業施設の障害者等用駐車スペース等についても、障害のある方など配慮が必要な方が利用できるよう、ご協力をお願いいたします。

【障害者差別に関する相談窓口】障害者福祉課障害者相談係 ☎5608-6165・FAX5608-6423・✉SYOUGAIHUKUS@city.sumida.lg.jp **【問合せ】**障害者福祉課庶務係 ☎5608-6217

■障害のある方に関するマーク等(一部掲載)



障害者のための国際シンボルマーク(障害のある方が利用できる建物等を示す)



身体障害者標識(肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示)



「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク(白杖によるSOSのシグナルを示す視覚障害のある方への声かけ・支援を促す運動のマーク)



聴覚障害者標識(政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示)



ハート・プラスマーク(内臓に障害のある方を示す)



耳マーク(聞こえが不自由であることを示す)



ほじょ犬マーク(身体障害者補助犬法に基づき認定された補助犬の受入れを行う店舗等に設置)



オストメイトマーク(人工こう門・人工ぼうこうを造設した方を示す)



電車・バスなどの優先席の表示(東京都交通局の例)



ヘルプマーク(外見から分からなくても援助や配慮が必要であることを示す)



家庭でも再生土が作れます
「土の再生キット」の貸出し

園芸などで使用した古い土を再生し、再利用する「土の再生キット」を無料で貸し出します。

【再生キットの内容】ふるい、園芸シート、園芸スコップ、酸度計(希望者のみ)、説明書 **【対象】**区内在住在勤の方 **【費用】**無料 **【申込み】**7月2日から環境保全課緑化推進担当(区役所12階) ☎5608-6208へ *キットの受け取りは申込先のほか、緑と花の学習園(文花2-12-17)、すみだ清掃事務所分室(東向島5-9-11)でも可



納入通知書をお送りします
国民健康保険料の「公的年金からの特別徴収」

特別徴収の対象となる方については、世帯主の公的年金から、同じ世帯の国民健康保険加入者全員分の保険料が徴収されます。対象世帯には、今月中旬に納入通知書をお送りします。なお、対象世帯で口座振替をご希望の場合は、口座振替への変更申出書の提出が必要です。すでに口座振替を利用中の世帯は、引き続き口座振替となります。

【対象】次の全ての要件を満たす方▶世帯主が国民健康保険に加入している▶同じ世帯の国民健康保険加入者が全員65歳~74歳である▶世帯主の年金受給額が年間18万円以上である▶介護保険料が年金から徴収されている▶国民健康保険料と介護保険料の合算額が年金受給額の1/2を超えない**【問合せ】**国保年金課こくほ資格係 ☎5608-6122



ご存じですか
国民年金保険料の免除制度等

国民年金制度には、保険料の納付が困難な方のために「保険料免除制度」と「納付猶予制度」があります。

これらの制度は、本人・配偶者(「保険料免除制度」は世帯主も)の前年の所得が一定基準以下の方などが対象で、申請日から原則2年1か月前まで遡って申請できます。詳細は、お問い合わせください。

【問合せ】国保年金課国民年金係 ☎5608-6130



水資源を守り、環境にやさしい生活を
雨水利用促進助成制度

雨は有効な水資源です。節水対策として、樹木の散水などには、貯めておいた雨水を活用しましょう。また、災害時には生活用水としても利用できます。

区では、区内で雨水タンクを設置する方に、費用の一部を助成していますので、ぜひ、ご活用ください。申請方法等の詳細は問い合わせるか、区ホームページをご覧ください。

【助成額】下表のとおり **【問合せ】**環境保全課指導調査担当 ☎5608-6210

種類	対象	助成金額
地中梁方式タンク	地下ピットを利用したタンク	有効貯水量1m ³ あたり4万円 *限度額は100万円
中規模タンク	容量1m ³ 以上	▶繊維強化プラスチック製、ステンレス製、コンクリート製のもの=容量1m ³ あたり12万円 ▶高密度ポリエチレン製のもの=容量1m ³ あたり4万5000円 *限度額はいずれも30万円
小規模タンク	容量1m ³ 未満	購入価格の1/2 *限度額は4万円

●小規模タンクの購入価格には、タンク設置にかかる工事費を含み、消費税は含みません。

毎月1日は
墨田区防災の日

7月1日の点検項目
備えよう
水・食糧は
わが家で



2年に一度の調査にご協力ください
住民意識調査

区民の皆さんから区政の各分野についての意向や要望をお聴きし、区の施策推進・政策立案の基礎資料とするため、住民意識調査を行います。この調査の対象となった方には、今月中旬頃に郵送で調査票を送付しますので、ご協力をお願いします。

【対象】住民基本台帳から無作為に抽出した18歳以上の方3000人 **【問合せ】**広報広聴担当 ☎5608-6222 *調査結果は、本紙や区ホームページ等に掲載



申込みを受け付けています
受験生チャレンジ支援事業

中学校3年生・高校3年生等の進学を支援するため、保護者の方に学習塾などの費用と受験費用をお貸しします。なお、入学した場合などは、返済が免除されます。

【対象】次の全ての要件を満たす生計中心者▶平成30年4月1日現在で中学校3年生、高校3年生、またはそれらに準ずる子ども(高卒認定合格者、中学校・高校既卒者)を養育している▶世帯もしくは世帯主の総所得または総収入金額が一定基準以下である *ほかにも要件あり **【貸付限度額】**▶学習塾等受講料=20万円▶高校受験料=2万7400円▶大学受験料=8万円 **【問合せ】**厚生課厚生係(区役所3階) ☎5608-6151 *申込方法等の詳細は、問合せ先で配布中のパンフレット、または区ホームページを参照



安心して花火をご覧ください
障害のある方のための隅田川花火大会観覧席

障害のある方が安心して花火を観賞できるよう、観覧席(禁酒・禁煙)をご用意します。

【開設時間】7月28日(土)午後5時半~8時半 *順延の場合は7月29日(日)の同時刻 **【ところ】**桜橋デッキスクウェア **【対象】**区内在住で身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方 *障害のある方1人に介助者1人の付添いが必要 **【定員】**50組100人(抽選) **【費用】**無料 **【申込み】**住所・氏名(フリガナ)・年齢・性別・電話番号・障害の種類と級(度)・車椅子利用の有無、介助者の氏名(フリガナ)・年齢・性別を、往復はがきで7月9日(必着)までに墨田区障害者団体連合会(〒130-0014 亀沢4-18-11・亀沢のぞみの家内) ☎3624-3154へ *抽選結果は7月17日以降に通知



ご注意ください
マイナンバーカード交付・電子証明書手続の一時休止

7月22日(日)は窓口開庁日ですが、システムメンテナンスのため、マイナンバーカードの交付や継続等および電子証明書に係る手続を終日休止しますので、ご注意ください。

【問合せ】窓口課住民異動係 ☎5608-6102

毎月5日は
すみだ環境の日

7月のエコしぐさ
育てよう
緑のカーテン
エコな夏



明るい選挙の実現をめざして 寄附禁止のルールを守りましょう

政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内の人に、▶中元・病気見舞い ▶入学・卒業・就職のお祝い ▶葬式・落成式・開店祝いの花輪 ▶スポーツ大会や町内会の催しへの差し入れ、寸志等 のような金品を贈ることは、いかなる名義であっても禁止されており、罰則の対象となります。ただし、本人が自ら出席する結婚披露宴の祝儀や葬式・通夜における香典は、罰則の対象とはなりません。

後援団体の寄附の禁止

政治家の後援団体が、選挙区内で花輪・祝儀・香典などを出すことは禁止されています。ただし、後援団体の設立目的による行事等への寄附は除かれます。

政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

誰でも、政治家に対して寄附を出すよう勧めたり、要求したりすることは禁止されています。

挨拶状などの禁止

答礼のための自筆によるものを除き、政治家が、選挙区内の人に暑中見舞状等の挨拶状を出すことは禁止されています。また、選挙区内の人への挨拶を目的として、新聞・雑誌などに有料広告(名刺広告など)を出すとは処罰されます。

【問合せ】選挙管理委員会事務局 ☎5608-6320

ご注意ください 光化学スモッグ

日差しが強い・風が弱い・気温が高いなどの気象条件がそろると、光化学スモッグが発生しやすくなります。光化学スモッグは、喉の痛み、吐き気、目のかゆみ、手足のしびれ、呼吸困難、意識障害等の症状を引き起こす恐れがありますので、光化学スモッグ注意報等が発令された場合は、外出や屋外での運動を控えましょう。このような症状が出た場合には、うがいをしたり、水道水で目を洗ったりしてください。症状が治まらないときは、医療機関や保健センターへご相談ください。

【問合せ】▶環境保全課指導調査担当 ☎5608-6210 ▶向島保健センター ☎3611-6135 ▶本所保健センター ☎3622-9137

資源の有効活用にご協力を 古着・金属製調理器具などの回収とフードドライブ

ご家庭で不要になった古着や金属製調理器具などを回収します。同時に、ご家庭で余っている食品等を回収するフードドライブを実施します。

【回収日時/回収場所】▶7月21日(土)/業平公園(業平2-3-2) ▶7月22日(日)/白鬚公園(墨田1-4-42) *いずれも午前9時~午後2時【対象】区内在住の方 *事業者を除く【回収品目】▶洗濯済みで汚損していない古着や布製品 *ぬれているものの回収は不可 ▶靴 *片方しかないものや、泥・油・染み・かび等の汚れがあるもの、穴が開いているもの、長靴・ブーツ・下駄・草履の回収は不可 ▶ぬいぐるみ ▶直径・一辺の長さが30cm未満(柄の長さを含まない)の金属製調理器具(鍋・やかん・フライパンなど) *土鍋・ほうろ鍋・包丁などの危険物の回収は不可 ▶賞味期限まで1か月以上ある缶詰や乾麺など *生ものやアルコール類の回収は不可【持込方法】古着、靴、ぬいぐるみ、金属製調理器具、食品等を、それぞれ別の袋に入れて、当日直接会場へ *車での来場は不可【問合せ】すみだ清掃事務所分室 ☎3613-2229 *詳細は問い合わせるか、区ホームページを参照

火災発生時に備えて 公共用消火器の保守点検

区では、火災の初期消火のために、街頭や主要幹線道路沿いに消火器を設置しています。これらの消火器の維持管理のため、区の委託業者が保守点検を実施します。なお、この保守点検に関して、区民の皆さんに費用の請求等をするものではありません。不審な点に気付いたときは、すぐにお問い合わせください。

【点検期間】10月末まで【問合せ】防災課防災係 ☎5608-6206

夏季利用申込みを受け付けます あわの自然学園

【利用日】7月20日(金)~8月31日(金) *区の事業等により利用できない日および一部の部屋だけの利用となる日あり【ところ】栃木県鹿沼市

上粕尾1041 *東武日光線新鹿沼駅からバスで約1時間20分【対象】3人以上の団体【区内在住在勤の方を代表とする団体の使用料(1泊)】▶大人=660円 ▶3歳~中学生=160円 ▶2歳以下=無料【その他の団体の使用料(1泊)】▶大人=990円 ▶3歳~中学生=240円 ▶2歳以下=無料【申込み】事前に直接、学務課事務担当(区役所11階) ☎5608-6303へ *電話で空室状況の照会可 *食事代は別途自己負担

受診票をお送りしました 75歳以上の健康診査等

区では、75歳以上の方に健康診査を実施しています。対象となる方には、6月末に受診票をお送りしましたので、忘れずに区内実施医療機関で受診してください。受診票が届かない場合や、紛失した場合は、「すみだ けんしんダイヤル」へお問い合わせください。

【費用】無料【問合せ】▶すみだ けんしんダイヤル ☎6667-1127 *受け付けは月曜日~金曜日の午前9時~午後6時(祝日・年末年始を除く) ▶保健計画課健康推進担当 ☎5608-8514

種別	対象	実施期間
75歳以上の健康診査	区内在住の75歳以上で、後期高齢者医療制度に加入している方 *一定の障害があると認定された方は65歳以上	11月30日(金)まで
生活習慣病予防健康診査	区内在住の75歳以上で、制度上ほかの健康診査を受ける機会がない方(生活保護受給者等)	

- ①いずれの実施期間も医療機関の休診日を除きます。
- ②9月以降は混み合いますので、早めの受診をお願いします。
- ③区が実施する「特定健康診査」と「生活習慣病予防健康診査」の対象となる40歳~74歳の方には、10月31日(水)まで健康診査を実施しています。

お送りしました にここ入浴証引換券

区内在住で65歳以上の方(特別養護老人ホーム入居者を除く)に、にここ入浴証引換券(はがき)をお送りしました。お近くの公衆浴場で、にここ入浴証とお引き換えください。

にここ入浴証を区内の公衆浴場で提示すると、毎週木・金曜日のいずれか1日は無料、特定日(5月5日、9月17日、12月22日)は半額で入浴できます。ぜひ、ご利用ください。

【問合せ】高齢者福祉課支援係 ☎5608-6168

食品関連事業者の方へ 食品表示法に基づく食品表示

平成27年に食品表示法が施行され、栄養成分表示が義務化されるなど食品表示の基準が大幅に変わりました。新表示への移行準備のための経過措置期間は32年3月31日までです。期間終了間際は相談窓口の混雑が予想されますので、早めに準備をお願いします。食品の新表示に関する詳細は、区ホームページをご覧ください。

【相談窓口・問合せ】生活衛生課食品衛生係 ☎5608-6943

薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」

誘われても、勇気をもって、はっきりと断りましょう!



【問合せ】保健計画課保健計画担当 ☎5608-1305

区政情報番組 ウィークリー すみだ 7月の番組表



キャスター 大久保 涼香さん

毎日、午前9時、正午、午後4時・8時から地上デジタル11チャンネルで放送しています(各15分間)。なお、放送終了後、区ホームページでもご覧いただけます。【問合せ】広報広聴担当 ☎5608-6220

☒=こんにちは、区長です ☑=すみだのそこが知りたい ☒=特集 ☒=スキスミニユース ☒=きらっとすみだモダン ☒=レッツスポーツ in すみだ ☒=葛飾ふとめ・ぎよろめのスキスミダ!

放映日	午前9時	正午	午後4時	午後8時
7月1日(日)~7日(土)	☒ すみだの防犯対策 ☑ 東京都民生委員制度誕生100周年			
7月8日(日)~14日(土)	☒ すみだ郷土文化資料館20周年	☒ すみだの防犯対策 ☑ 東京都民生委員制度誕生100周年	☒ すみだ郷土文化資料館20周年	☒ すみだの防犯対策 ☑ 東京都民生委員制度誕生100周年
7月15日(日)~21日(土)	☒ 6月下旬~7月上旬のイベントを紹介 ☒ "WAYOU&歌舞伎タオル"			
7月22日(日)~28日(土)	☒ 6月下旬~7月上旬のイベントを紹介 ☒ "WAYOU&歌舞伎タオル"	☒ すみだ郷土文化資料館20周年	☒ 6月下旬~7月上旬のイベントを紹介 ☒ "WAYOU&歌舞伎タオル"	☒ すみだ郷土文化資料館20周年
7月29日(日)~8月4日(土)	☒ 葛飾ふとめ・ぎよろめのスキスミダ!			

*内容が一部変更になる場合があります。ご了承ください。
*ケーブルテレビへの加入・問合せは、(株)J:COM東京すみだ・台東 ☎0120-999-000へ